

改正案	現行
<p>第一条（略） （調査計画書等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第四条第三項の規則で定める物は、調査計画書の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク（これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>第三条（略） 第六条（略）</p> <p>（準備書等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 条例第十一条の規則で定める行為は、別表第三の上欄に掲げる対象事業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる行為（同欄に掲げる行為を行わない対象事業にあつては、当該対象事業の実施）とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 条例第十一条の規則で定める物は、準備書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスクとする。</p> <p>第八条（略） 第十九条（略）</p> <p>（評価書等）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第十八条第二項の規則で定める物は、評</p>	<p>第一条（略） （調査計画書等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第四条第三項の規則で定める物は、調査計画書の内容を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>第三条（略） 第六条（略）</p> <p>（準備書等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 条例第十一条の規則で定める行為は、別表第三の上欄に掲げる対象事業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる行為とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 条例第十一条の規則で定める物は、準備書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスクとする。</p> <p>第八条（略） 第十九条（略）</p> <p>（評価書等）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第十八条第二項の規則で定める物は、評</p>

価書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスクとする。

第二十一条～第二十七条 (略)

(事後調査書等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 条例第三十条の二第二項の規則で定める物は、事後調査書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスクとする。

(事後調査書に対する意見書の提出)

第二十九条 条例第三十条の四第一項の意見書については、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「調査計画書」とあるのは、「事後調査書」と読み替えるものとする。

(都市計画対象事業)

第三十条 対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第二章第一節から第六節までの規定並びに第一条から前条まで及び別表第一から別表第三までの規定により行うべき環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為は、次項から第四項まで

価書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスクとする。

第二十一条～第二十七条 (略)

(事後調査書等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 条例第三十条の二第二項の規則で定める物は、事後調査書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスクとする。

(事後調査書に対する意見書の提出)

第二十九条 条例第三十条の四の意見書については、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「調査計画書」とあるのは、「事後調査書」と読み替えるものとする。

(都市計画対象事業)

第三十条 対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第二章第一節から第六節までの規定並びに第一条から前条まで及び別表第一から別表第三までの規定により行うべき環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為は、次項から第四項まで

及び次条から第三十三条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする

2
29（略）

第三十一条（略）
（事業者の行う環境影響評価との調整）

第三十二条 事業者が条例第四条第一項の規定により調査計画書を作成してから知事が条例第六條の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び知事にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第三十一条第一項の規定及び第三十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けた時から適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及び当該調査計画書の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスクを都市計画決定権者に送付しなければならない。

2
（略）

及び第三十一条から第三十三条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする

2
29（略）

第三十一条（略）
（事業者の行う環境影響評価との調整）

第三十二条 事業者が条例第四条第一項の規定により調査計画書を作成してから知事が条例第六條の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び知事にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第三十一条第一項の規定及び第三十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けた時から適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及び当該調査計画書の内容を記録した磁気ディスクを都市計画決定権者に送付しなければならない。

3 2
（略）

知事が条例第六條の規定による公告を行って

知事が条例第六条の規定による公告を行つてから条例第十二条の規定による公告を行うまでの間に於いて、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者並びに知事及び調査計画書の写しの送付を受けた市町村長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合に於ては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合に於ては通知を受けた後直ちに、当該準備書及びこれを要約した書類（以下この項において「準備書等」という。）並びに当該準備書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスク（以下この項において「特定磁気ディスク等」という。）を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第三十一条第一項の規定及び第三十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定磁気ディスク等の送付を受けたときから適用する。

4
5（略）
第三十三条（略）

別表第一（第一条関係）

区分	対象事業
一 道路の新設及び改築	イ 新設 (4)(1) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第(3)（略）

から条例第十二条の規定による公告を行うまでの間に於いて、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者並びに知事及び調査計画書の写しの送付を受けた市町村長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合に於ては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合に於ては通知を受けた後直ちに、当該準備書及びこれを要約した書類（以下この項において「準備書等」という。）並びに当該準備書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク（以下この項において「特定磁気ディスク」という。）を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第三十一条第一項の規定及び第三十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定磁気ディスクの送付を受けたときから適用する。

4
5（略）
第三十三条（略）

別表第一（第一条関係）

区分	対象事業
一 道路の新設及び改築	イ 新設 (4)(1) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第(3)（略）

<p>二・三</p>	<p>四 飛行場の 設置及びそ の施設の変 更</p>	
<p>イ (略)</p>	<p>(1) 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第七十五条第一項の陸上空港等（以下「陸上空港等」という。）の設置</p>	<p>四条第二項第四号に規定する林道（以下「林道」という。）の開設（特別の地域におけるものに限る。）であつて、幅員が六・五メートル以上であり、かつ、その区間の長さが二キロメートル以上であるもの。</p> <p>改築</p> <p>(1) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 林道の拡幅（特別の地域におけるものに限る。）であつて、当該拡幅により幅員が六・五メートル未満から六・五メートル以上となり、かつ、その区間の長さが二キロメートル以上であるもの</p>
<p>ロ (1) 陸上空港等の滑走路の施設の変更</p> <p>(2) (略)</p>		

<p>二・三</p>	<p>四 飛行場の 設置及びそ の施設の変 更</p>	
<p>イ (略)</p>	<p>(1) 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第七十五条第一項の陸上飛行場（以下「陸上飛行場」という。）の設置</p>	<p>百九十三条に規定する林道（以下「林道」という。）の新設（特別の地域におけるものに限る。）であつて、幅員が六・五メートル以上であり、かつ、その区間の長さが二キロメートル以上であるもの。</p> <p>改築</p> <p>(1) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>ロ (1) 陸上飛行場の滑走路の施設の変更</p> <p>(2) (略)</p>		

<p>五 八</p> <p>九 住宅団地 の 造成</p>		<p>十 十九</p>	<p>二十 画 整理 事業</p> <p>土地 区</p>
<p>(2) (略)</p> <p>増設、延長又は位置の変更であつて、増設等をす る滑走路の長さが五百メ ートル以上のもの</p>	<p>(略)</p> <p>住宅団地の造成であつて、施行区域の面積が五十ヘクタール（施行区域の五十パーセント以上が森林、湖沼又は湿原であるもの（以下「森林等の地域に係る事業」という。）にあつては、二十ヘクタール）以上のもの</p>	<p>(略)</p>	<p>イ 土地 区 画 整理 法 (昭和 二十 九年 法律 第百 十九 号)第 二 条 第 一 項 に 規 定 す る 土 地 区 画 整 理 事 業 (以下 「土 地 区 画 整 理 事 業」と いう。) であ つ て、 施 行 区 域 の 面 積 が 五 十 ヘ ク タ ー ル 以 上 の もの</p> <p>ロ 土地 区 画 整 理 事 業 であ つ て、 第 九 号 又 は 第 十 三 号 の 事 業 に 相 当 す る もの (森林 等 の 地 域 に 係 る 事 業 を 除 く。) に 係 る 面 積 を 五 十 で 除 し た 数 値 と 第 十 号 か ら</p>

<p>五 八</p> <p>九 住宅団地 の 造成</p>		<p>十 十九</p>	<p>二十 画 整理 事業</p> <p>土地 区</p>
<p>(2) (略)</p> <p>増設、延長又は位置の変更であつて、増設等をす る滑走路の長さが五百メ ートル以上のもの</p>	<p>(略)</p> <p>住宅団地の造成であつて、施行区域の面積が五十ヘクタール（施行区域の五十パーセント以上が森林、湖沼又は湿原であるもの（第十三号、第十四号及び第十九号において「森林等の地域に係る事業」という。）にあつては、二十ヘクタール）以上のもの</p>	<p>(略)</p>	<p>土地 区 画 整 理 法 (昭和 二十 九 年 法 律 第 百 十 九 号)第 二 条 第 一 項 に 規 定 す る 土 地 区 画 整 理 事 業 (以下 「土 地 区 画 整 理 事 業」と いう。) であ つ て、 施 行 区 域 の 面 積 が 五 十 ヘ ク タ ー ル 以 上 の もの</p>

	<p>十二号までの事業に相当するもの又は第九号若しくは第十三号の事業に相当するもののうち森林等の地域に係る事業に係る面積を二十で除した数値との和が一以上となるもの</p>
<p>備考 この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区</p> <p>二 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十三条第一項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域</p> <p>三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十五条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の特別地区</p> <p>四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区</p> <p>五 埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）第十二条第一項の規定により指定された埼玉県立自然公園の特別地域</p>	

	<p>十二号までの事業に相当するもの又は第九号若しくは第十三号の事業に相当するもののうち森林等の地域に係る事業に係る面積を二十で除した数値との和が一以上となるもの</p>
<p>備考 この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区</p> <p>二 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十三条第一項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域</p> <p>三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十五条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の特別地区</p> <p>四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区</p> <p>五 埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）第十二条第一項の規定により指定された埼玉県立自然公園の特別地域</p>	

<p>六 埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）第十七条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区</p> <p>七 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成十二年埼玉県条例第十一号）第十九条第一項の規定により指定された希少野生動植物保護区</p>

別表第二（第三条関係）	
<p>対象事業の種類</p> <p>一 高速自動車国道、自動車専用道路、その他の道路及び林道の道路及び林道の施設及び改築、新設及び改築、放水路の新築並びに鉄道等の線路の高架化及び増設</p>	<p>環境に影響を及ぼす地域</p> <p>対象事業が実施される区域の周囲一キロメートル以内の地域</p>
<p>二・三</p> <p>四 陸上空港等の設置及びその施設の変更</p>	<p>（略）</p> <p>対象事業が実施される区域の周囲五キロメートル以内の地域</p>

別表第三（第七条関係）	
<p>一 〇 二</p> <p>二の二 林道の新設及び改築</p>	<p>（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 自然環境保全法第十</p>

<p>六 埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）第十七条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区</p>
--

別表第二（第三条関係）	
<p>対象事業の種類</p> <p>一 高速自動車国道、自動車専用道路及びその他の道路の施設及び改築並びに林道の施設及び改築、新設及び改築、放水路の新築並びに鉄道等の線路の高架化及び増設</p>	<p>環境に影響を及ぼす地域</p> <p>対象事業が実施される区域の周囲一キロメートル以内の地域</p>
<p>二・三</p> <p>四 陸上飛行場の設置及びその施設の変更</p>	<p>（略）</p> <p>対象事業が実施される区域の周囲五キロメートル以内の地域</p>

別表第三（第七条関係）	
<p>一 〇 二</p> <p>二の二 林道</p>	<p>（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 自然環境保全法第十</p>

--	--

<p>七条第一項ただし書の規定による許可の申請、同法第二十一条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第二十五条第四項の規定による許可の申請</p> <p>二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第四項の規定による許可の申請、同法第三十九条第一項の規定による届出、同法第五十条第二項の規定による協議又は同法第三項の規定による通知</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>ト 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第二十条第四項の規定による許可の申請、同条例第二十一条第一項の規定による届出、同条例第三十八条第二項の規定による協議又は同条例第三項の規定による通知</p>	<p>七条第一項の規定による許可の申請、同法第二十一条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第二十五条第四項の規定による許可の申請</p> <p>二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第四項の規定による許可の申請、同法第三十九条第一項の規定による届出、同法第五十条第二項の規定による協議又は同法第三項の規定による通知</p> <p>ホ・ヘ（略）</p>
--	---

--	--

<p>七条第一項の規定による許可の申請、同法第二十一条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第二十五条第四項の規定による許可の申請</p> <p>二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第四項の規定による許可の申請、同法第三十九条第一項の規定による届出、同法第五十条第二項の規定による協議又は同法第三項の規定による通知</p> <p>ホ・ヘ（略）</p>	<p>七条第一項の規定による許可の申請、同法第二十一条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第二十五条第四項の規定による許可の申請</p> <p>二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第四項の規定による許可の申請、同法第三十九条第一項の規定による届出、同法第五十条第二項の規定による協議又は同法第三項の規定による通知</p> <p>ホ・ヘ（略）</p>
---	---

三 ダムの新築	イ ハ 河川法（昭和三十 九年法律第六十七号） 第二十六条第一項の規 定による許可の申請、 同法第七十九条第一項 の規定による認可の申 請又は同法第九十五条 の規定による協議	四 放水路の新築 五 鉄道等の建設 及び改良	イ （略） 法（昭和四十五年法律 第七十一号）第九條第 一項の規定による認可 の申請 ロ ハ（略）	六 陸上空港等及 び陸上ヘリポー トの設置及びそ の施設の変更	イ 航空法（昭和二十七 年法律第二百三十一号） 第三十八条第一項若し くは第四十三条第一項 の規定による許可の申 請又は同法第五十五条 の二第三項において準 用する同法第三十八条 第三項の規定による告 示 ロ （略）	七 工場の設置及 びその施設の変 更	イ 都市計画法第二十九 条第一項又は第二項の 規定による許可の申請
------------	---	------------------------------------	--	---	--	-----------------------------	--

三 ダムの新築	イ ハ 河川法第二十六条第 一項の規定による許可 の申請、同法第七十九 条第一項の規定による 認可の申請又は同法第 九十五条の規定による 協議	四 放水路の新築 五 鉄道等の建設 及び改良	イ （略） 法第九條第一項の規定 による認可の申請 ロ ハ（略）	六 陸上飛行場及 び陸上ヘリポー トの設置及びそ の施設の変更	イ 航空法（昭和二十七 年法律第二百三十一号） 第三十八条第一項若し くは第四十三条第一項 の規定による許可の申 請又は同法第五十五条 の二第二項において準 用する同法第三十八条 第三項の規定による告 示 ロ （略）	七 工場の設置及 びその施設の変 更	イ 都市計画法（昭和四 十三年法律第百号）第 二十九条第一項又は第
------------	--	------------------------------------	---	---	--	-----------------------------	--

十四 十七	十三 学校の用地 の造成	八 十二	(略)	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四 条第一項(同法第百三十 四条第二項において準用 する場合を含む。)又は 第百三十条第一項の規定 による認可の申請	口 水 (略) へ 建築基準法(昭和二十 五年法律第二百一十号) 第六条第一項若しくは 第六条の二第一項の規 定による確認の申請又 は同法第十八条第二項 の規定による通知
----------	--------------------	---------	-----	--	--

十四 十七	十三 学校の用地 の造成	八 十二	(略)	学校教育法第四 条第一項(同法第八十三 条第二項において準用す る場合を含む。)又は第 八十二條の八第一項の 規定による認可の申請	二 項の規定による許可 の申請 口 水 (略) へ 建築基準法第六 条第一項若しくは第六 条の二第一項の規定に よる確認の申請又は同 法第十八条第二項の規 定による通知
----------	--------------------	---------	-----	--	---

様式第 5 号 (1) (第 2 1 条関係)

調査計画書

記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

準備書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

④

電話番号

調査計画書

の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を

準備書

受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第 2 1 条第 1 項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	
行わない手続等	全部 ・ 一部 ()
申請理由	

様式第 5 号 (1) (第 2 1 条関係)

調査計画書

記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

準備書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

④

電話番号

調査計画書

の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を

準備書

受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第 2 1 条第 1 項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	
行わない手続等	全部 ・ 一部 ()
申請理由	

様式第 5 号 (2) (第 2 1 条、第 3 0 条関係)

調査計画書

記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

準備書

年 月 日

(おて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称

印

担当課所名

所在地

担当者職・氏名

電話番号

調査計画書

の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことへの承認を受

準備書

けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 1 条第 1 項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	
行わない手続等	全部 ・ 一部 ()
申請理由	

様式第 5 号 (2) (第 2 1 条、第 3 0 条関係)

調査計画書

記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

準備書

年 月 日

埼玉県知事 様

都市計画決定権者の名称

印

担当課所名

所在地

担当者職・氏名

電話番号

調査計画書

の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことへの承認を受

準備書

けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 1 条第 1 項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	
行わない手続等	全部 ・ 一部 ()
申請理由	

様式第 6 号 (1) (第 2 2 条関係)
対象事業廃止届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業を実施しないこととしたので、埼玉県環境影響評価条例第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
廃止年月日	
廃止の理由	

様式第 6 号 (1) (第 2 2 条関係)
対象事業廃止届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業を実施しないこととしたので、埼玉県環境影響評価条例第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
廃止年月日	
廃止の理由	

様式第 6 号 (2) (第 2 2 条、第 3 0 条関係)
都市計画対象事業廃止届出書

年 月 日

(おて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称

印

担当課所名

所在地

担当者職・氏名

電話番号

都市計画対象事業を都市計画に定めなかったこととしたので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
廃止年月日	
廃止の理由	

様式第 6 号 (2) (第 2 2 条、第 3 0 条関係)
都市計画対象事業廃止届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

都市計画決定権者の名称

印

担当課所名

所在地

担当者職・氏名

電話番号

都市計画対象事業を都市計画に定めなかったこととしたので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
廃止年月日	
廃止の理由	

様式第7号(1)(第22条、第26条関係)
対象事業変更届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業を対象事業以外の事業に変更したので、埼玉県環境影響評価条例
第23条第1項
の規定により、次のとおり届け出ます。
第29条第1項

対象事業の名称	
変更後の事業の概要	
変更年月日	
変更の理由	

様式第7号(1)(第22条、第26条関係)
対象事業変更届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業を対象事業以外の事業に変更したので、埼玉県環境影響評価条例
第23条第1項
の規定により、次のとおり届け出ます。
第29条第1項

対象事業の名称	
変更後の事業の概要	
変更年月日	
変更の理由	

様式第7号(2)(第22条、第30条関係)
都市計画対象事業変更届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

都市計画決定権者の名称
担当課所名
所在地
担当者職・氏名
電話番号



都市計画対象事業が対象事業に該当しないこととなったので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
変更後の事業の概要	
変更年月日	
変更の理由	

様式第7号(2)(第22条、第30条関係)
都市計画対象事業変更届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

都市計画決定権者の名称
担当課所名
所在地
担当者職・氏名
電話番号



都市計画対象事業が対象事業に該当しないこととなったので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
変更後の事業の概要	
変更年月日	
変更の理由	

様式第7号(3)(第26条、第30条関係)
都市計画対象事業変更届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業を対象事業以外の事業に変更したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
変更後の事業の概要	
変更年月日	
変更の理由	

様式第7号(3)(第26条、第30条関係)
都市計画対象事業変更届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業を対象事業以外の事業に変更したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
変更後の事業の概要	
変更年月日	
変更の理由	

様式第 8 号（第 2 2 条、第 2 6 条関係）
対象事業引継届出書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、埼玉県環境影響評価条例
第 2 3 条第 1 項
第 2 9 条第 1 項
の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		
引継年月日		
引継理由		
新たに 対象事業 の実施を引 き継いだ者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
電話番号		

様式第 8 号（第 2 2 条、第 2 6 条関係）
対象事業引継届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、埼玉県環境影響評価条例
第 2 3 条第 1 項
第 2 9 条第 1 項
の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		
引継年月日		
引継理由		
新たに 対象事業 の実施を引 き継いだ者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
電話番号		

様式第 9 号 (1) (第 2 3 条関係)

対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書

年 月 日

(おて先)

埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第 2 6 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

対象事業の名称	変更前	
	変更後	
変更の内容	変更後	
申請理由		

様式第 9 号 (1) (第 2 3 条関係)

対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第 2 6 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

対象事業の名称	変更前	
	変更後	
変更の内容	変更後	
申請理由		

様式第9号(2)(第23条、第30条関係)
都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

都市計画決定権者の名称
担当課所名
所在地
担当者職・氏名
電話番号



都市計画対象事業の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて
適用される埼玉県環境影響評価条例第26条第1項ただし書の規定により、次のと
おり申請します。

都市計画対象事業 の名称		
変更の 内容	変更前	
	変更後	
申 請 理 由		

様式第9号(2)(第23条、第30条関係)
都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

都市計画決定権者の名称
担当課所名
所在地
担当者職・氏名
電話番号



都市計画対象事業の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて
適用される埼玉県環境影響評価条例第26条第1項ただし書の規定により、次のと
おり申請します。

都市計画対象事業 の名称		
変更の 内容	変更前	
	変更後	
申 請 理 由		

様式第 9 号 (3) (第 3 0 条関係)

都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて
適用される埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 5 項ただし書の規定により
次のとおり申請します。

都市計画対象事業 の名称		
変更の 内容	変更前	
	変更後	
申 請 理 由		

様式第 9 号 (3) (第 3 0 条関係)

都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて
適用される埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 5 項ただし書の規定により
次のとおり申請します。

都市計画対象事業 の名称		
変更の 内容	変更前	
	変更後	
申 請 理 由		

様式第 10号(1)(第 24条関係)
対象事業着手届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業に着手したので、埼玉県環境影響評価条例第 28条第 1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	

様式第 10号(1)(第 24条関係)
対象事業着手届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業に着手したので、埼玉県環境影響評価条例第 28条第 1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	

様式第 10号(2)(第24条、第30条関係)
都市計画対象事業着手届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業に着手したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第28条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	

様式第 10号(2)(第24条、第30条関係)
都市計画対象事業着手届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業に着手したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第28条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	

様式第 11号(1)(第 24条関係)
対象事業完了届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業が完了したので、埼玉県環境影響評価条例第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
完了年月日	
供用開始予定年月日	

様式第 11号(1)(第 24条関係)
対象事業完了届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業が完了したので、埼玉県環境影響評価条例第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
完了年月日	
供用開始予定年月日	

様式第 1 1 号 (2) (第 2 4 条、第 3 0 条関係)
都市計画対象事業完了届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業が完了したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 8 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の 名称	
完了年月日	
供用開始予定年月日	

様式第 1 1 号 (2) (第 2 4 条、第 3 0 条関係)
都市計画対象事業完了届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業が完了したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 8 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の 名称	
完了年月日	
供用開始予定年月日	

様式第 1 2 号 (1) (第 2 5 条関係)
環境保全措置実施状況報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

環境保全のための措置の実施状況について、埼玉県環境影響評価条例第 2 8 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	
工事の進行状況	
環境の保全のための措置の実施状況	

様式第 1 2 号 (1) (第 2 5 条関係)
環境保全措置実施状況報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

環境保全のための措置の実施状況について、埼玉県環境影響評価条例第 2 8 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	
工事の進行状況	
環境の保全のための措置の実施状況	

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) ⑩
電話番号

環境保全のための措置の実施状況について、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 8 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

都市計画対象事業 の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	
工事の進行状況	
環境の保全のための 措置の実施状況	

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) ⑩
電話番号

環境保全のための措置の実施状況について、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 8 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

都市計画対象事業 の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	
工事の進行状況	
環境の保全のため の措置の実施状況	

様式第 13号(1)(第 26条関係)
対象事業中止届出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業を中止したので、埼玉県環境影響評価条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
中止年月日	
中止の理由	
対象事業の実施区域の現況	
中止後の措置	

様式第 13号(1)(第 26条関係)
対象事業中止届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

対象事業を中止したので、埼玉県環境影響評価条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
中止年月日	
中止の理由	
対象事業の実施区域の現況	
中止後の措置	

様式第 1 3 号 (2) (第 2 6 条、第 3 0 条関係)
都市計画対象事業中止届出書

年 月 日

(おて先)

埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業を中止したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
中止年月日	
中止の理由	
都市計画対象事業の実施区域の現況	
中止後の措置	

様式第 1 3 号 (2) (第 2 6 条、第 3 0 条関係)
都市計画対象事業中止届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画対象事業を中止したので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第 3 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
中止年月日	
中止の理由	
都市計画対象事業の実施区域の現況	
中止後の措置	

年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) ④
電話番号

氏名等を変更したので、埼玉県環境影響評価条例第 30条第 1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 対象事業の名称
- 2 事業者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

- 3 受託者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) ④
電話番号

氏名等を変更したので、埼玉県環境影響評価条例第 30条第 1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 対象事業の名称
- 2 事業者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

- 3 受託者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) [㊦]
電話番号

氏名等を変更したので、埼玉県環境影響評価条例第 3 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 都市計画対象事業の名称
- 2 事業者

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

3 受託者

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

年 月 日

埼玉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) [㊦]
電話番号

氏名等を変更したので、埼玉県環境影響評価条例第 3 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 都市計画対象事業の名称
- 2 事業者

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

3 受託者

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	変更後	
変 更 年 月 日		

